

別表第四 (平27財令32・追加、平31財令16・令元財令1・一部改正)

[illegible]

財産の価額の合計額				債務の金額の合計額		
(摘要)						

(用紙 日本産業規格 A 4)

備 考

- 1 この調書は、法第6条の2第1項に規定する財産債務調書について使用すること。
- 2 この調書の各欄の記載は、別表第三によること。
- 3 別表第三の(内)から(外)までに掲げる財産の取得価額については、この調書の「財産の価額又は債務の金額」の欄の上段に外書として、記載すること。
- 4 合計表をこの書式に準じて作成し、添付すること。